

改正後	改正前
高 知 県 被 措 置 児 童 等 虐待対応ガイドライン 平成 23 年 8 月 【令和 8 年 9 月一部改正】 高 知 県	高 知 県 被 措 置 児 童 等 虐待対応ガイドライン 平成 23 年 8 月 【令和 6 年 3 月一部改正】 高 知 県

目次

I 用語の定義について	1
1. 被措置児童等虐待とは	
2. 被措置児童等虐待の対象外	
3. 児童虐待防止法との関係	
II 被措置児童等虐待への対応	5
1. 通告、届出等に関する体制等	
（1） 通告、届出等受理機関	
（2） 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
（3） 高知県児童福祉審議会の体制整備	
2. 被措置児童等への初期対応	10
（1） 通告等の受理時に確認する事項等	
（2） 通告、届出受理機関から子ども家庭課又は障害福祉課への通知	
（3） 通告等を受理した時の子ども家庭課又は障害福祉課の対応	
3. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	13
4. 被措置児童等に対する支援	14
（1） 被措置児童等への支援	
（2） 保護者への支援	
5. 施設等への指導等	15
（1） 被措置児童等虐待に関する検証	
（2） 施設等への指導方策の検討	
（3） 文書指導等	
（4） 報告書の提出	
（5） 告発等	
6. 児童福祉法による権限規定	17
7. 被措置児童等虐待の定期的な公表	18
III 被措置児童等虐待の未然防止のための取組等	18
1. 虐待を予防するための取組	
2. 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3. 施設における組織運営体制の整備	
4. 施設等における取組	
5. 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点	
6. 発生予防から虐待を受けた児童の保護等、安定した生活の 確保までの継続した支援	
様式 高知県被措置児童等虐待通告等受理票	22
被措置児童等虐待に対応する関係機関、市町村児童家庭相談担当部署一覧	24

目次

I 用語の定義について	1
1. 被措置児童等虐待とは	
2. 被措置児童等虐待の対象外	
3. 児童虐待防止法との関係	
II 被措置児童等虐待への対応	4
1. 通告、届出等に関する体制等	
（1） 通告、届出等受理機関	
（2） 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
（3） 高知県児童福祉審議会の体制整備	
2. 被措置児童等への初期対応	9
（1） 通告等の受理時に確認する事項等	
（2） 通告、届出受理機関から子ども家庭課又は障害福祉課への通知	
（3） 通告等を受理した時の子ども家庭課又は障害福祉課の対応	
3. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	12
4. 被措置児童等に対する支援	13
（1） 被措置児童等への支援	
（2） 保護者への支援	
5. 施設等への指導等	14
（1） 被措置児童等虐待に関する検証	
（2） 施設等への指導方策の検討	
（3） 文書指導等	
（4） 報告書の提出	
（5） 告発等	
6. 児童福祉法による権限規定	16
7. 被措置児童等虐待の定期的な公表	16
III 被措置児童等虐待の未然防止のための取組等	17
1. 虐待を予防するための取組	
2. 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3. 施設における組織運営体制の整備	
4. 施設等における取組	
5. 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点	
6. 発生予防から虐待を受けた児童の保護等、安定した生活の 確保までの継続した支援	
様式 高知県被措置児童等虐待通告等受理票	21
被措置児童等虐待に対応する関係機関、市町村児童家庭相談担当部署一覧	23

高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの目的

この被措置児童等虐待対応ガイドラインは、高知県が所管する児童福祉施設等へ措置等をされているこどもの権利擁護という観点から、こどもたちが適切な支援を受けながら、安心して生活できるように、また、施設等で被措置児童等虐待が発生した場合、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所、福祉指導課等が連携して迅速かつ適切な対応を図るために、策定するものである。

I 用語の定義について

1. 被措置児童等虐待とは

平成 21 年 4 月 1 日に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法第 85 号）」に規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第 2 章第 7 節）における「施設職員等」、「被措置児童等」とは次のとおりである。

（1）「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいう。

- ①里親又はその同居人
- ②乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員、その他の従業者
- ③児童自立生活援助事業、ファミリーホーム、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業に従事する者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

（2）「被措置児童等」とは、以下の①～④をいう。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・里親
 - ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
 - ・ファミリーホームの養育者
 - ・指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構高知病院）

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・一時保護施設
- ・児童福祉法第 33 条第 1 項又は第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者

③以下の事業を利用する児童

高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインの目的

この被措置児童等虐待対応ガイドラインは、高知県が所管する児童福祉施設等へ措置等をされている子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが適切な支援を受けながら、安心して生活できるように、また、施設等で被措置児童等虐待が発生した場合、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所、福祉指導課等が連携して迅速かつ適切な対応を図るために、策定するものである。

I 用語の定義について

1. 被措置児童等虐待とは

平成 21 年 4 月 1 日に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法第 85 号）」に規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第 2 章第 6 節）における「施設職員等」、「被措置児童等」とは次のとおりである。

（1）「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいう。

- ①里親又はその同居人
- ②乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員、その他の従業者
- ③小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

（2）「被措置児童等」とは、以下の①～③をいう。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
 - ・小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）
 - ・指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構高知病院）

なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、契約により入所する施設であり、法の対象施設に含まれないが、対象施設と同様の対応をするものとする。

②以下の施設に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設
- ・児童福祉法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により一時保護委託を受けた者

- ・児童自立生活援助事業
- ・意見表明等支援事業
- ・妊産婦等生活援助事業

④①、②については、児童福祉法第31条第1項から第3項、第31条の2第1項及び第2項並びに第33条第17項及び第18項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むべきものとする。また、同法第6条の3第1項第1号及び第2号に定める児童自立生活援助事業を利用する児童以外の者についても全て含むべきものとする。

(3)「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

①身体的虐待

被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指す。

②性的虐待

被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

- ・被措置児童等への性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・被措置児童等の性器を触る又は被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せるなどの行為を指す。

③ネグレクト

被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、居室等に乳幼児のみを残したままにするなど
- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴させない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど

③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとする。

(3)「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

①身体的虐待

被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指す。

②性的虐待

被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

- ・被措置児童等への性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せるなどの行為を指す。

③ネグレクト

被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、居室等に乳幼児のみを残したままにするなど
- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴させない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど

- ・他の職員等が、子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
 - ・泣き続ける乳幼児を長時間放置する
 - ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為を指す。

④心理的虐待

被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返す言う
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
 - ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく、子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指す。

2. 被措置児童等虐待の対象外

次に掲げる行為は、原則として被措置児童等虐待に該当しないものとする。

この場合であっても、被措置児童等虐待に該当するか否かは、個別事案ごとに事実確認を行ったうえで判断する必要があることから、施設職員等は、事案が発生した場合は、速やかに、子ども家庭課又は障害福祉課あるいは児童相談所に報告することとする。

- ①急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずになした行為（刑法 36 条の正当防衛）
- ②自己又は他人の生命・身体・自由若しくは財産に対する現在の危難（緊急の状態）を避けるために、最低限必要となる範囲でやむを得ずになした行為（刑法 37 条の緊急避難）
- ③強度の自傷行為や他の者への加害行為を制止するなど、急迫した危険に対し被措置児童等又は他の者への身体又は精神を保護するため、被措置児童等に対し、強制力を加える行為
- ④注意喚起のための身体的苦痛を伴わない接触
- ⑤心身の発達や性的暴力の防止などに関する教育的な説明

3. 児童虐待防止法との関係

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴力やわい

- 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行うなどの行為を指す。

④心理的虐待

被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- 被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
- 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- 適正な手続き（強制的措置）をすることなく、子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなどの行為を指す。

2. 被措置児童等虐待の対象外

次に掲げる行為は、原則として被措置児童等虐待に該当しないものとする。

この場合であっても、被措置児童等虐待に該当するか否かは、個別事案ごとに事実確認を行ったうえで判断する必要があることから、施設職員等は、事案が発生した場合は、速やかに、子ども家庭課又は障害福祉課あるいは児童相談所に報告することとする。

- ①急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずになした行為（刑法 36 条の正当防衛）
- ②自己又は他人の生命・身体・自由若しくは財産に対する現在の危難（緊急の状態）を避けるために、最低限必要となる範囲でやむを得ずになした行為（刑法 37 条の緊急避難）
- ③強度の自傷行為や他の者への加害行為を制止するなど、急迫した危険に対し被措置児童等又は他の者への身体又は精神を保護するため、被措置児童等に対し、強制力を加える行為
- ④注意喚起のための身体的苦痛を伴わない接触
- ⑤心身の発達や性的暴力の防止などに関する教育的な説明

3. 児童虐待防止法との関係

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴力やわい

せつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義している。

ここでいう「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設を利用している場合又は里親・ファミリーホームの養育者に委託されている場合には、当該施設の長又は里親・ファミリーホームの養育者は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものである。

一方、施設等において養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではない。

したがって、

- ①里親・ファミリーホームの養育者や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当する。
- ②施設等において養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではないが、児童福祉法に規定する被措置児童等虐待に該当する。

児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親・ファミリーホームの養育者や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置等を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じる旨が定められている趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措置を優先して講じることとする。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親・ファミリーホームの養育者や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応を行う可能性がある。

なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとする（児童福祉法第33条の12第3項）。

II. 被措置児童等虐待への対応

1. 通告、届出等に関する体制等

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており（児童福祉法第33条の12第1項）、発見した者は速やかに通告受理機関へ通告しなければならない。発見者が施設職員等の場合でも同じである。

この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければならない。

このうち通告受理機関である「福祉保健所」、「市町村」等は、通告、届出を受理した後、速やかに「子ども家庭課」、「障害福祉課」へ通知を行う。

せつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義している。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、子どもを現に監護する者とされており、子どもが施設を利用している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものである。

一方、施設等養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではない。

したがって、

- ①里親や施設長については、子どもを現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当する。
- ②施設等養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではないが、被措置児童等虐待に該当する。

II. 被措置児童等虐待への対応

1. 通告、届出等に関する体制等

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており（児童福祉法第33条の12第1項）、発見した者は速やかに通告受理機関へ通告しなければならない。発見者が施設職員等の場合でも同じである。

この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければならない。

このうち通告受理機関である「福祉保健所」、「市町村」等は、通告、届出を受理した後、速やかに「子ども家庭課」、「障害福祉課」へ通知を行う。

ただし、高知市に所在する母子生活支援施設等、その施設等の所管行政庁（担当部署）が県以外の場合は、通告、届出内容を当該所管行政庁に通知することとし、被措置児童等虐待への対応等は、当該所管行政庁において行う。

（１）通告、届出等受理機関

発見者からの通告受理機関・被措置児童等からの届出受理機関

- ・子ども家庭課
- ・障害福祉課
- ・児童相談所
- ・福祉保健所
- ・高知県児童福祉審議会
- ・市町村（児童福祉主管課）

（児童委員を介して上記機関が受理することもある。）

（２）被措置児童等虐待に関する窓口の周知

子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等に対して「こどもの権利ノート」を活用すること等により、虐待を受けた時に、上記の通告届出等受理機関へ届出ができることを周知するとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに伝わるよう、被措置児童等虐待に対する対応の取組について、市町村や学校等を通じて、十分な周知・広報を行う。

また、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、市町村要保護児童対策地域協議会等を活用して、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、こどもの通う学校等と、こどもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、こどもの状況変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制作りに努める。

さらに、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、連絡会議等を通じてこどもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることとする。

（１）通告、届出等受理機関

①発見者からの通告受理機関

- ・子ども家庭課
- ・障害福祉課
- ・児童相談所
- ・福祉保健所
- ・高知県児童福祉審議会
- ・市町村（児童福祉主管課）

（児童委員を介して上記機関が受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・子ども家庭課
- ・障害福祉課
- ・児童相談所
- ・福祉保健所
- ・高知県児童福祉審議会
- ・市町村（児童福祉主管課）

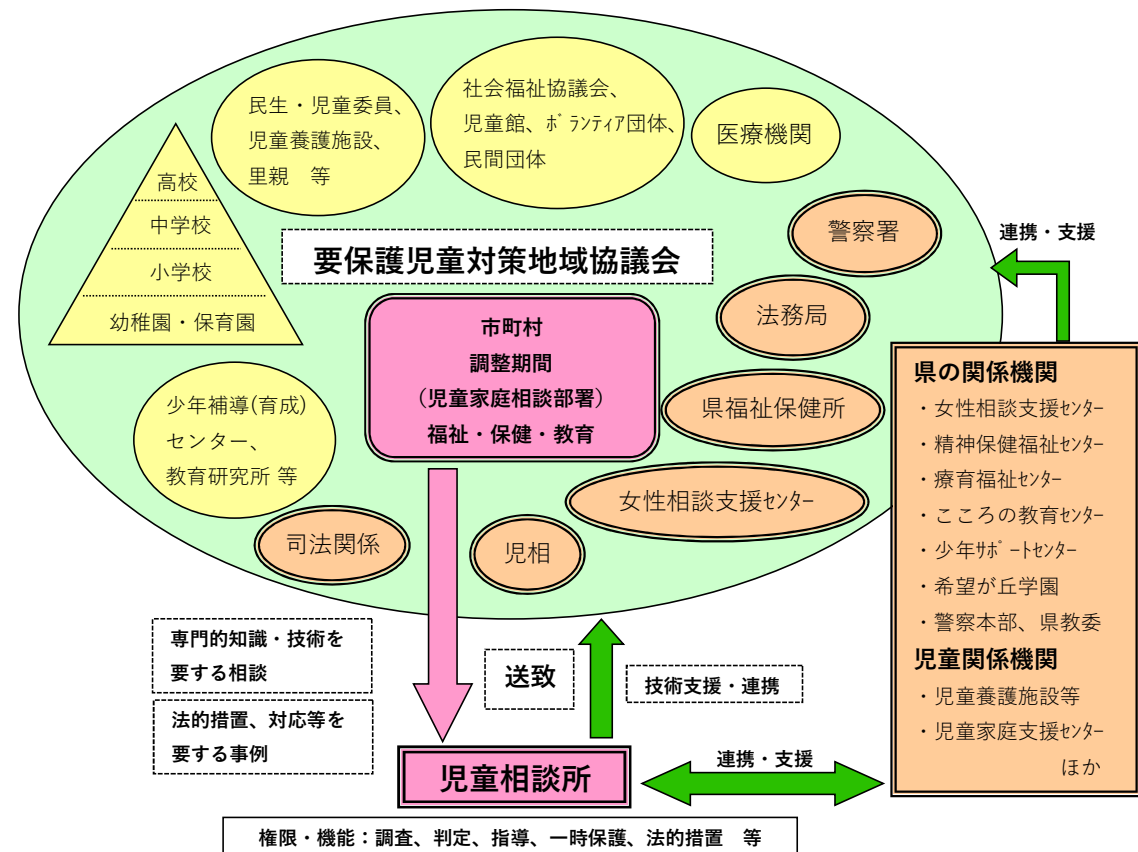
（２）被措置児童等虐待に関する窓口の周知

子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等に対して「子どもの権利ノート」を活用すること等により、虐待を受けた時に、上記①、②の通告届出等受理機関へ届出ができることを周知するとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに伝わるよう、被措置児童等虐待に対する対応の取組について、市町村や学校等を通じて、十分な周知・広報を行う。

また、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、市町村要保護児童対策地域協議会等を活用して、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校等と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制作りに努める。

さらに、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、連絡会議等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることとする。

要保護児童対策地域協議会のイメージ



(3) 高知県児童福祉審議会の体制整備

高知県児童福祉審議会（以下、「児童福祉審議会」という。）は、被措置児童等虐待について、通告受理機関、届出受理機関である（児童福祉法第33条の12第1項及び第4項）。児童福祉審議会等が受理した通告や届出については、県（担当部署）へ速やかに通知することが規定されている（同法第33条の14第1項）。

また、県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、児童福祉審議会へ報告しなければならない（同法第33条の15第1項）。

〈1〉児童福祉審議会の体制

①既に医師や弁護士が臨時委員となっている「こども支援専門委員会」において、被措置児童等虐待に関する審議を行う。

②被措置児童等虐待の通告・届出の受理

・平日 8：30～17：15

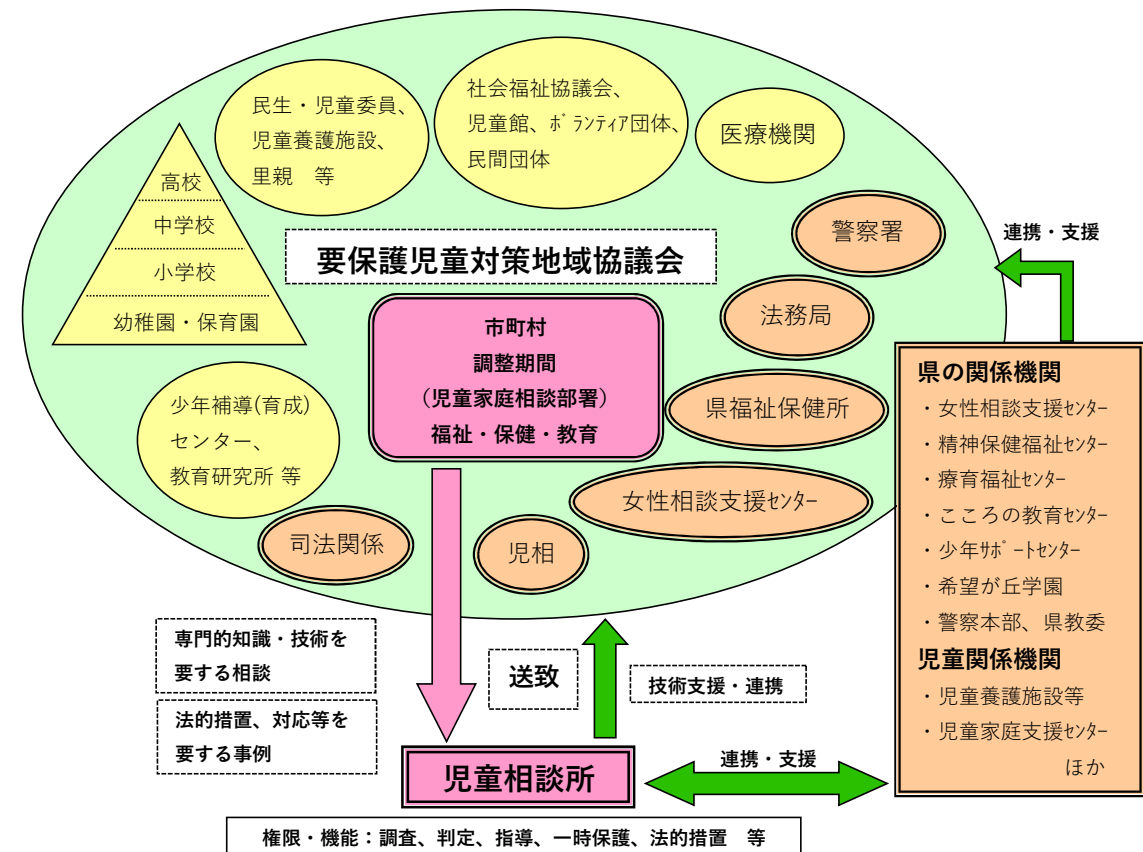
審議会事務局（子ども家庭課。障害児入所施設の場合は、障害福祉課。）

・平日 17：15～8：30

・土曜・日曜・祝祭日

児童相談所

要保護児童対策地域協議会のイメージ



(3) 高知県児童福祉審議会の体制整備

高知県児童福祉審議会（以下、「児童福祉審議会」という。）は、被措置児童等虐待について、通告受理機関、届出受理機関である（児童福祉法第33条の12第3項）。児童福祉審議会が受理した通告や届出については、県（担当部署）へ速やかに通知することが規定されている（同法第33条の15第1項）。

また、県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、児童福祉審議会へ報告しなければならない（同法第33条の15第2項）。

〈1〉児童福祉審議会の体制

①既に医師や弁護士が臨時委員となっている「こども支援専門委員会」において、被措置児童等虐待に関する審議を行う。

②被措置児童等虐待の通告・届出の受理

・平日 8：30～17：15

審議会事務局（子ども家庭課。障害児入所施設の場合は、障害福祉課。）

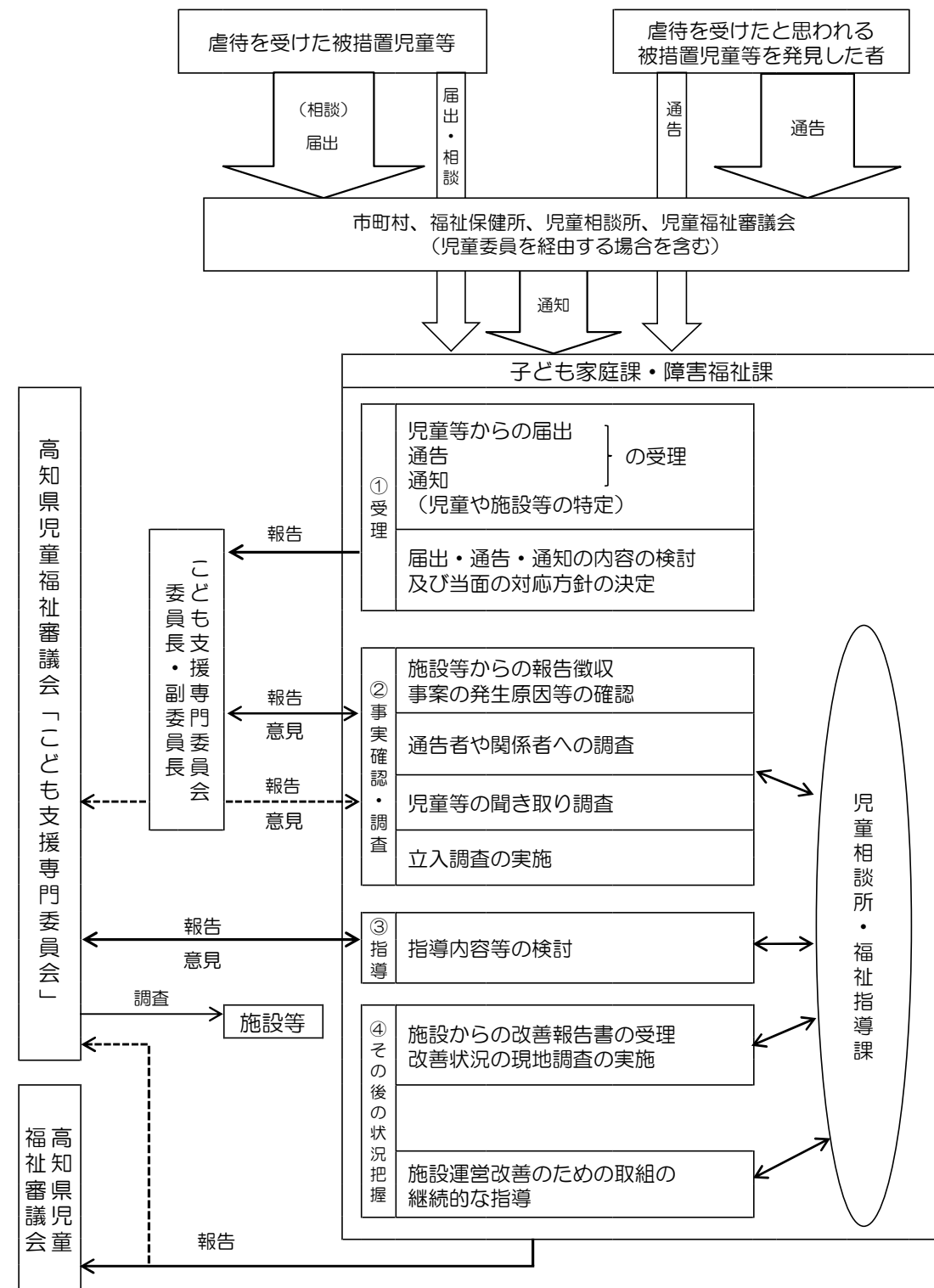
・平日 17：15～8：30

・土曜・日曜・祝祭日

児童相談所

〈2〉 こども支援専門委員会への報告 ①通告等を受理した時は、内容の検討及び当面の対応方針を子ども家庭課（以下、障害児入所施設の場合は、「障害福祉課」とする。）で決定し、こども支援専門委員会の委員長及び副委員長に報告する。 ②事実確認を行うために、施設等から報告を徴収したり、通告者や関係者への調査や児童等の聴き取り調査、立入調査など、必要に応じた調査を行い、その調査結果を委員長及び副委員長に報告する。 また、必要に応じてこども支援専門委員会へ報告する。 ③調査の結果、虐待が認められた場合は、施設に対する指導内容（文書注意や改善勧告等）を検討し、以下の事項についてこども支援専門委員会へ報告し、引き続き対応を行う（児童福祉法第33条の15第1項）。 ・ 通告・届出等がなされた施設等の情報（名称、所在地、種別） ・ 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われるこどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ・ 被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ・ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の情報（氏名、生年月日、職種） ・ 県（担当部署）が行った措置の内容 ・ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容 ④児童福祉審議会において、前年度受理した事例を報告する。 〈3〉 こども支援専門委員会による意見、調査等 こども支援専門委員会においては、必要に応じて県の対応方針等について意見を述べる。 また、こども支援専門委員会は、県や児童相談所だけでは調査が困難な場合や県から報告された事項だけでは不十分と判断した場合等には、必要に応じて関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができる。	〈2〉 こども支援専門委員会への報告 ①通告等を受理した時は、内容の検討及び当面の対応方針を子ども家庭課（以下、障害児入所施設の場合は、「障害福祉課」とする。）で決定し、こども支援専門委員会の委員長及び副委員長に報告する。 ②事実確認を行うために、施設等から報告を徴収したり、通告者や関係者への調査や児童等の聴き取り調査、立入調査など、必要に応じた調査を行い、その調査結果を委員長及び副委員長に報告する。 また、必要に応じてこども支援専門委員会へ報告する。 ③調査の結果、虐待が認められた場合は、施設に対する指導内容（文書注意や改善勧告等）を検討し、こども支援専門委員会へ報告する。 ④児童福祉審議会において、前年度受理した事例を報告する。 〈3〉 こども支援専門委員会による意見、調査等 こども支援専門委員会においては、必要に応じて県の対応方針等について意見を述べる。 また、こども支援専門委員会は、県や児童相談所だけでは調査が困難な場合や県から報告された事項だけでは不十分と判断した場合等には、必要に応じて関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができる。
---	--

〈4〉被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）



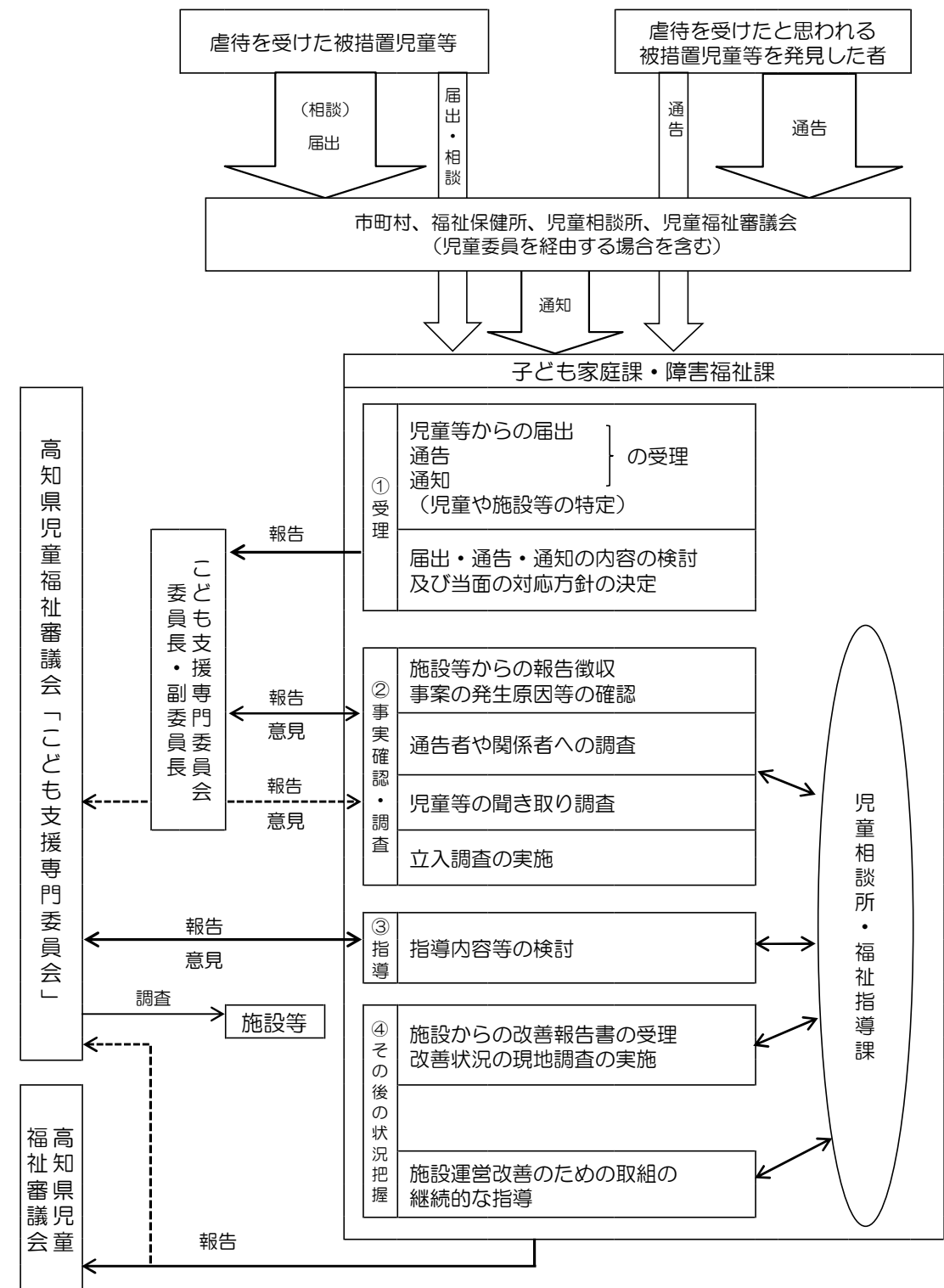
2. 被措置児童等への初期対応

(1) 通告等の受理時に確認する事項等

通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理する。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況で

〈4〉被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）



2. 被措置児童等への初期対応

(1) 通告等の受理時に確認する事項等

通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理する。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況で

あっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるように情報を整理する。 ①被措置児童等本人以外の者からの相談・通告の受理時に最低限確認すべき事項 ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所（施設名等） ・虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、施設等の対応） ・被措置児童等の心身の状況 ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係 ・相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等の関係等） 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握する。 また、通告者や届出者が匿名を希望する場合は、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先する。 このほか、措置解除等の後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されるが、措置解除等の直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至った場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行う。 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、都道府県又は市町村に通告することは守秘義務違反に当たらないことが児童福祉法第 33 条の 12 第 5 項に規定されている。 なお、同法第 33 条の 13 において、「一般通告若しくは被措置児童等届出に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。 これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものである。 また、同法第 33 条の 12 第 6 項により、施設職員等は、一般通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱を受けないことが規定されている。これは、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱え込んでしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものであり、通告を受けた者は、その旨を通告した施設職員等に必要に応じてそのことを理解させ、詳細な情報を得るように努める。 ただし、この規定が適用される「一般通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれている（同法第 33 条の 12 第 5 項）。 被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告をした場合には、そもそも同法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」	あっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるように情報を整理する。 ①被措置児童等本人以外の者からの相談・通告の受理時に最低限確認すべき事項 ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所（施設名等） ・虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、施設等の対応） ・被措置児童等の心身の状況 ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係 ・相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等の関係等） 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握する。 また、通告者や届出者が匿名を希望する場合は、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先する。 このほか、措置解除後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されるが、措置や委託解除直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至った場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行う。 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことが児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項に規定されている。 なお、同法第 33 条の 13 において、「都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。 これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものである。 また、同法第 33 条の 12 第 5 項により、被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告したことを理由に解雇その他不利益な取扱を受けないことが規定されている。これは、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱え込んでしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものであり、通告を受けた者は、その旨を通告した施設職員等に必要に応じてそのことを理解させ、詳細な情報を得るように努める。 ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれている（同法第 33 条の 12 第 4 項）。 被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告をした場合には、そもそも同法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」
--	---

について通告したことにならない。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする同法第 33 条の 12 第 6 項は適用する理由がないことになる。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解される。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはならない。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱いは、通告と守秘義務との関係を規定した同法第 33 条の 12 第 5 項でも規定されている。法律で守秘義務が課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われることもある。

②被措置児童等本人が受理機関へ届出をした場合

被措置児童等本人からの相談、届出を受けた場合は、届出等を受けた機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の状況について把握する。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述①の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握する。

③児童相談所において確認する事項

被措置児童等から電話により届出があった場合には、近くの児童相談所へ来所することが可能か、来所できない場合でも児童相談所から居所や学校へ出向くことが可能であることを伝え、被措置児童等の意思を尊重して対応する。

手紙による届出があった場合には、こどもが特定できる場合には、こどもの状況を把握するとともに、可能であればこどもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等についてこどもと相談する。

届出をしたこどもに、施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に接触するなどの配慮を行う。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断する。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されなかった場合も、今後の連絡方法や対応についてこどもが理解できるよう丁寧に説明する。

(2) 通告・届出受理機関から子ども家庭課又は障害福祉課への通知

通告・届出等受理機関（福祉保健所、児童相談所、児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。））の担当者は、通告・届出を受けた場合は、必要な情報の的確な把握に努め、「通告等受理票」を作成し、事実確認を

について通告したことにならない。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする同法第 33 条の 12 第 5 項は適用する理由がないことになる。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解される。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはならない。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱いは、通告と守秘義務との関係を規定した同法第 33 条の 12 第 4 項でも規定されている。法律で守秘義務が課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われることもある。

②被措置児童等本人が受理機関へ届出をした場合

被措置児童等本人からの相談、届出を受けた場合は、届出等を受けた機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の状況について把握する。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述①の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握する。

③児童相談所において確認する事項

被措置児童等から電話により届出があった場合には、近くの児童相談所へ来所することが可能か、来所できない場合でも児童相談所から居所や学校へ出向くことが可能であることを伝え、被措置児童等の意思を尊重して対応する。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談する。

届出をした子どもに、施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に接触するなどの配慮を行う。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断する。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されなかった場合も、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明する。

(2) 通告・届出受理機関から子ども家庭課又は障害福祉課への通知

通告・届出等受理機関（福祉保健所、児童相談所、児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。））の担当者は、通告・届出を受けた場合は、必要な情報の的確な把握に努め、「通告等受理票」を作成し、事実確認を

必要とする場合には子ども家庭課又は障害福祉課へ通知をする。 休日や夜間等で、児童相談所が通告を受理した場合は、必要に応じて速やかに子ども家庭課又は障害福祉課へ電話等で報告する。 通告等を受けた児童相談所が、被措置児童等に対して一時保護が必要と判断し、実施した場合には、速やかに子ども家庭課又は障害福祉課へ電話等で報告するとともに、後日改めて通知する。 (3) 通告等を受理した時の子ども家庭課又は障害福祉課の対応 通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに子ども家庭課長又は障害福祉課長へ報告するとともに、担当児童相談所へ連絡する。県外から措置された被措置児童等に係る通告等であれば、措置した都道府県担当部署へ連絡する。 また、個別の事案の緊急性等を踏まえ、児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施する。 その際、 ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある ・被措置児童等が精神的に追い詰められている など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じるよう児童相談所と連携する。 また、通告等からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行い、対策方針を立てる。 協議内容等については、その内容・程度に応じて、子ども・福祉政策部長、副部长、福祉指導課長等の関係機関に報告し、当該被措置児童等の安全確認の時期、方法等、当面の対応方針を決定する。 3. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認 担当児童相談所は、虐待を受けていると思われる被措置児童等について、施設等へ訪問し、面接による安全の確認を速やかに行う。 子ども家庭課又は障害福祉課は、担当児童相談所と協力して、複数の職員による当該被措置児童等の聴き取り調査等を実施し、事実を的確に把握する。 また、通告等の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、保健師を含めたチームを編成するなどして対応することとする。 なお、通告等の内容から被措置児童等虐待の疑いが強い場合、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所等と協力して、速やかに被措置児童等の安全確認と同時に、児童福祉法第34条の5、第34条の6、第34条の7の3、第34条の7の4、第34条の7の6、第34条の7の7若しくは第46条の規定に基づき立入調査等を行う。 ①事実確認の方法 ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り	必要とする場合には子ども家庭課又は障害福祉課へ通知をする。 休日や夜間等で、児童相談所が通告を受理した場合は、必要に応じて速やかに子ども家庭課又は障害福祉課へ電話等で報告する。 通告等を受けた児童相談所が、被措置児童等に対して一時保護が必要と判断し、実施した場合には、速やかに子ども家庭課又は障害福祉課へ電話等で報告するとともに、後日改めて通知する。 (3) 通告等を受理した時の子ども家庭課又は障害福祉課の対応 通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに子ども家庭課長又は障害福祉課長へ報告するとともに、担当児童相談所へ連絡する。県外から措置された被措置児童等に係る通告等であれば、措置した都道府県担当部署へ連絡する。 また、個別の事案の緊急性等を踏まえ、児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施する。 その際、 ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある ・被措置児童等が精神的に追い詰められている など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じるよう児童相談所と連携する。 また、通告等からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行い、対策方針を立てる。 協議内容等については、その内容・程度に応じて、子ども・福祉政策部長、副部长、福祉指導課長等の関係機関に報告し、当該被措置児童等の安全確認の時期、方法等、当面の対応方針を決定する。 3. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認 担当児童相談所は、虐待を受けていると思われる被措置児童等について、施設等へ訪問し、面接による安全の確認を速やかに行う。 子ども家庭課又は障害福祉課は、担当児童相談所と協力して、複数の職員による当該被措置児童等の聴き取り調査等を実施し、事実を的確に把握する。 また、通告等の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、保健師を含めたチームを編成するなどして対応することとする。 なお、通告等の内容から被措置児童等虐待の疑いが強い場合、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所等と協力して、速やかに被措置児童等の安全確認と同時に、児童福祉法第46条第1項に基づき立入調査を行う。 ①事実確認の方法 ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り
---	---

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害・被害等の問題※がある場合には、被害を受けた**こ**ども及び加害した**こ**どもへのケア 等

※ **こ**ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられる。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設等を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保する。

また、**こ**どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設**職員**等に対し、県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、必要に応じて、適切にフィードバックを行う。

（２）保護者への支援

子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所と協力し、施設等と連携を図りながら、虐待を受けた被措置児童等（必要な場合は当該施設等を利用する他の被措置児童等）への対応方針を検討し、被措置児童等の保護者に対して説明を行う。

5. 施設等への指導等

(1) 被措置児童等虐待に関する検証

子ども家庭課又は障害福祉課は、被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、児童相談所等と協力し、こども支援専門委員会の意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととする。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、**重業者・施設や法人における組織・システムの見直し等**）

（２）施設等への指導方策の検討

子ども家庭課又は障害福祉課は、被措置児童等虐待の事実確認や施設からの報告、立入調査等を踏まえ、児童相談所等と協力し、こども支援専門委員会の意見も取り入れながら、施設等への指導、改善勧告、改善命令の手順について検討を

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害・被害等の問題※がある場合には、被害を受けた子どもは及び加害した子どもへのケア 等

※ **子**ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられる。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保する。

また、**子**どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設**関係者**等に対し、県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、必要に応じて、適切にフィードバックを行う。

（２）保護者への支援

子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所と協力し、施設等と連携を図りながら、虐待を受けた被措置児童等（必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童等）への対応方針を検討し、被措置児童等の保護者に対して説明を行う。

5. 施設等への指導等

(1) 被措置児童等虐待に関する検証

子ども家庭課又は障害福祉課は、被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、児童相談所等と協力し、こども支援専門委員会の意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととする。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

（２）施設等への指導方策の検討

子ども家庭課又は障害福祉課は、被措置児童等虐待の事実確認や施設からの報告、立入調査等を踏まえ、児童相談所等と協力し、こども支援専門委員会の意見も取り入れながら、施設等への指導、改善勧告、改善命令の手順について検討を

行うこととする。 ○検討項目 ・事案の発生原因と背景の分析 ・施設の対応についての評価と問題点の整理 ・問題解決のために必要な対応と改善方策 ・児童福祉法、政令等における問題点の整理 ・事案の内容が他法に抵触する場合の対応（関係機関への届出等） ・再発防止策 （３）文書指導等 子ども家庭課又は障害福祉課は、検証結果を踏まえ、福祉指導課と連携し、法人に対し文書等により改善すべき内容を指導するとともに、早急に理事会を開催の上、法人責任を含め改善方策、再発防止についての措置を講じるよう求める。 また、施設の第三者委員や施設内虐待についての検証を行う事例検証部会の立上げ等、第三者的立場からの意見を反映させるよう求める。 （４）報告書の提出 子ども家庭課又は障害福祉課は、福祉指導課と連携して、法人に対して、指導内容についての改善方策等の報告書を提出するよう求める。 その報告書の提出を受け、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所等と連携し、必要に応じて施設等への現地調査を行い、報告内容の実施状況を確認する。 （５）告発等 被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」や「暴行罪」にあたり、死に至れば「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。また、性的虐待の場合は、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」などに問われる。 刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思われるときは、告発する義務があることが規定されており、子ども家庭課又は障害福祉課は事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、被害者による告訴の支援や行政として告発を行う。 里親・ファミリーホームについては、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号）、これに基づき里親登録の抹消が行われる。 このことから、そうした被措置児童等虐待等に至る前に、里親・ファミリーホームの養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、児童相談所等からの指導又は助言に従って必要な改善を行うことが定められている（里親が行う養育に関する最低基準第 13 条）。	行うこととする。 ○検討項目 ・事案の発生原因と背景の分析 ・施設の対応についての評価と問題点の整理 ・問題解決のために必要な対応と改善方策 ・児童福祉法、政令等における問題点の整理 ・事案の内容が他法に抵触する場合の対応（関係機関への届出等） ・再発防止策 （３）文書指導等 子ども家庭課又は障害福祉課は、検証結果を踏まえ、福祉指導課と連携し、法人に対し文書等により改善すべき内容を指導するとともに、早急に理事会を開催の上、法人責任を含め改善方策、再発防止についての措置を講じるよう求める。 また、施設の第三者委員や施設内虐待についての検証を行う事例検証部会の立上げ等、第三者的立場からの意見を反映させるよう求める。 （４）報告書の提出 子ども家庭課又は障害福祉課は、福祉指導課と連携して、法人に対して、指導内容についての改善方策等の報告書を提出するよう求める。 その報告書の提出を受け、子ども家庭課又は障害福祉課は児童相談所等と連携し、必要に応じて施設等への現地調査を行い、報告内容の実施状況を確認する。 （５）告発等 被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」や「暴行罪」にあたり、死に至れば「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。また、性的虐待の場合は、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」などに問われる。 刑事訴訟法第 239 条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思われるときは、告発する義務があることが規定されており、子ども家庭課又は障害福祉課は事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、被害者による告訴の支援や行政として告発を行う。 里親・ファミリーホームについては、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項 3 号）、これに基づき里親登録の抹消の処分が行われる。 このことから、そうした被措置児童等虐待等に至る前に、里親・ファミリーホーム養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、児童相談所等からの指導又は助言に従って必要な改善を行うことが定められている（里親が行う養育に関する最低基準第 13 条）。
---	---

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できることに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応する。

また、児童相談所や里親支援センター、フォスティング機関、施設の里親支援専門相談員等は、里親・ファミリーホームの養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親・ファミリーホームの養育者の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行うこととする。

6. 児童福祉法による権限規定

被措置児童等の権利擁護を図るため、被措置児童等虐待の事実が確認された場合、施設等に対して児童福祉法の規定による権限を適切に行使しながら、必要な指導を行う。

〈児童福祉法による権限規定〉

第30条の2	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の5 第1項	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の6	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第34条の7の3 第1項	意見表明等支援事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の7の4	意見表明等支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第34条の7の6 第1項	妊産婦等生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の7の7	妊産婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条第1項	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
第46条第3項	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
第46条第4項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

〈児童福祉法施行規則による権限規定〉

第36条の44	里親名簿登録の消除
---------	-----------

7. 被措置児童等虐待の定期的な公表

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できることに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応する。

また、児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員等は、里親・ファミリーホーム養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行うこととする。

6. 児童福祉法による権限規定

被措置児童等の権利擁護を図るため、被措置児童等虐待の事実が確認された場合、施設等に対して児童福祉法の規定による権限を適切に行使しながら、必要な指導を行う。

〈児童福祉法による権限規定〉

第30条の2	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4 第1項	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条第1項	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
第46条第3項	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
第46条第4項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

〈児童福祉法施行規則による権限規定〉

第36条の44	里親名簿登録の消除
---------	-----------

7. 被措置児童等虐待の定期的な公表

子ども家庭課は、児童福祉法第 33 条の 16 第2項の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の事実確認を行った結果、虐待が行われたと認められた事案について、次の項目を公表する。 ①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢、心身の状態等） ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②被措置児童等虐待に対して県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、業務停止等） ※児童福祉法第 33 条の 16 第 1 項に基づく市町村からの報告があった場合は、市町村が講じた措置を含む。 ③その他の事項 ・施設等の種別 （「里親等（小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親）」、「社会的養護関係施設等（児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）」、「障害児施設等（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関）」、「一時保護施設等（児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設、同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童の一時保護を行う者）」） ・被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種 この定期的な公表は、県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。 また、虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮し、適当でないと思われる項目については、公表を差し控えるものとする。 Ⅲ 被措置児童等虐待の未然防止のための取組等 1. 虐待を予防するための取組 児童福祉施設等へ措置されている子どもの中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を負い、保護された子どももあり、またそのような背景がなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがある。 被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、子どもの権利擁護の観点からの被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえる。具体的に、高知県では次のような取組を行う。 ①子ども家庭課では、経験が浅い職員等に対し、施設内でアドバイスができるように基幹的職員を養成するための研修等、職員の資質向上のための研修機会を設ける。	子ども家庭課は、児童福祉法第 33 条の 16 の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の事実確認を行った結果、虐待が行われたと認められた事案について、次の項目を公表する。 ①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢、心身の状態等） ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待） ②被措置児童等虐待に対して県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、業務停止等） ③その他の事項 ・施設種別 （「里親等（小規模住居型児童養育事業、里親）」、「社会的養護関係施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）」、「障害児施設等（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関）」、「一時保護施設等（児童福祉法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設、同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者）」） ・虐待を行った施設職員等の職種 この定期的な公表は、県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。 また、虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮し、適当でないと思われる項目については、公表を差し控えるものとする。 Ⅲ 被措置児童等虐待の未然防止のための取組等 1. 虐待を予防するための取組 児童福祉施設等へ措置されている子どもの中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を負い、保護された子どももあり、またそのような背景がなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがある。 被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、子どもの権利擁護の観点からの被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえる。具体的に、高知県では次のような取組を行う。 ①子ども家庭課では、経験が浅い職員等に対し、施設内でアドバイスができるように基幹的職員を養成するための研修等、職員の資質向上のための研修機会を設ける。
---	--

- ②児童相談所では、児童養護施設等に措置する児童に対して、「こどもの権利ノート」を小学１年生以上に「こどもの権利」について説明して配付し、施設の職員等言いにくいことなどがあるときには、児童相談所のほかにも、電話やはがきにより児童福祉審議会（子ども家庭課）等に相談できる旨周知する。また、障害児入所施設に入所する際には、保護者に説明を行い周知する。
- ③児童相談所は、児童養護施設等に措置しているこどもに対して、施設職員を伴わない場で、年２度以上の面接（サポートケア）を行い、被措置児童等が意見表明できる機会を確保する。
- ④子ども家庭課、障害福祉課、福祉指導課は、施設の指導監査の際には、第三者委員会の設置状況や児童の意見をくみ上げる体制について、重点的に確認する。

2. 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分のおかれた状況をよく理解できるようにするとともに、暮らしの環境や日々の過ごし方に被措置児童等の意見等を反映していくなど、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要である。

このようなこどもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約などこどもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もあるが、こどもの言い分を適切に受け止め、こどもと向き合って客観的な視点で、かつ、こどもの最善の利益の視点から援助していくという姿勢が必要である。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、こどもの気持ちをよく受け止めつつ、自分（こども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、こどもの意向や意見を確認すること、こどもが理解できていない点があれば児童相談所の協力を得るなどし再度説明すること、「こどもの権利ノート」等の活用により、こどもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることとする。

このほか、先に述べたように、児童相談所や児童福祉審議会（子ども家庭課）による電話相談及び「こどもの権利ノート」に添付されているはがきの使い方等の周知を行う。

さらに、第三者によるこどもの意見聴取や、施設の運営等についてこども達の意見を聴き取る機会を設けるなどし、暮らしの環境や日々の過ごし方について、こども達と話し合いながらこどもの意見を確実に反映させる。

3. 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、個別の職員のケア技術が必要である。その上で施設等は、組織としてこどもを支援する体制を整えることが重要である。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用

- ②児童相談所では、児童養護施設等に措置する児童に対して、「子どもの権利ノート」を小学１年生以上に「子どもの権利」について説明して配付し、施設の職員等言いにくいことなどがあるときには、児童相談所のほかにも、電話やはがきにより児童福祉審議会（子ども家庭課）等に相談できる旨周知する。また、障害児入所施設に入所する際には、保護者に説明を行い周知する。
- ③児童相談所は、児童養護施設等に措置している子どもに対して、施設職員を伴わない場で、年２度以上の面接（サポートケア）を行い、被措置児童等が意見表明できる機会を確保する。
- ④子ども家庭課、障害福祉課、福祉指導課は、施設の指導監査の際には、第三者委員会の設置状況や児童の意見をくみ上げる体制について、重点的に確認する。

2. 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分のおかれた状況をよく理解できるようにするとともに、暮らしの環境や日々の過ごし方に被措置児童等の意見等を反映していくなど、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要である。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もあるが、子どもの言い分を適切に受け止め、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から援助していくという姿勢が必要である。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受け止めつつ、自分（子ども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば児童相談所の協力を得るなどし再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることとする。

このほか、先に述べたように、児童相談所や児童福祉審議会（子ども家庭課）による電話相談及び「子どもの権利ノート」に添付されているはがきの使い方等の周知を行う。

さらに、第三者による子どもの意見聴取や、施設の運営等について子ども達の意見を聴き取る機会を設けるなどし、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子ども達と話し合いながら子どもの意見を確実に反映させる。

3. 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、個別の職員のケア技術が必要である。その上で施設等は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要である。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用

など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要である。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要である。

そのために、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、適切な指導監査に基づき、施設職員と日頃から共通の認識を持ち、被措置児童等へのケア技術や支援の質の向上を図るものとする。

なお、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設は、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、**こ**どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあることや、職員が孤立感や負担感を抱え込みやすいといったことに留意する。

4. 施設等における取組

施設等の職員は、被措置児童等との日常的なコミュニケーションを大切にするとともに、相談・苦情は支援の質を向上させるうえで重要な情報であるとの認識の下に、日々の支援を行っていくことが重要である。

〈被措置児童等虐待予防のための取組例〉

- ・苦情解決責任者、第三者委員会の設置・活用
 - ・「**こ**ども自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組の支援
 - ・**こ**ども権利ノート等を活用し、児童と一緒に「児童の権利」などについて学習する機会を設ける
 - ・意見箱の設置
 - ・ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
 - ・ヒヤリ・ハット事例の活用による情報の共有と分析（原因説明、対策、周知等）
 - ・日々の業務の点検（チェックリストの活用等）による自己点検、再確認
 - ・職員のメンタルヘルスに対する配慮
- 等を行う。

5. 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームは、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるとともに、自己の裁量が日常的に求められることから、**こ**どもの問題を里親や養育者等だけで抱え込むといった状況に直面することが多く、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、里親会等の相談支援を活用することが重要であり、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが重要である。

そのほか、一時的なリフレッシュを目的としたレスパイト制度の積極的な活用や、**こ**どもとの困難場面でのタイムアウトの手法を用いたクールダウンなど、不適切な養育に陥らないための工夫が必要である。

そのため、子ども家庭課、児童相談所、里親支援機関等は里親を対象とした研修・学習会への積極的な参加や、**こ**どもとの関係構築、養育のあり方、課題対応等につい

など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要である。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要である。

そのために、子ども家庭課、障害福祉課、児童相談所は、適切な指導監査に基づき、施設職員と日頃から共通の認識を持ち、被措置児童等へのケア技術や支援の質の向上を図るものとする。

なお、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設は、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、**こ**どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあることや、職員が孤立感や負担感を抱え込みやすいといったことに留意する。

4. 施設等における取組

施設等の職員は、被措置児童等との日常的なコミュニケーションを大切にするとともに、相談・苦情は支援の質を向上させるうえで重要な情報であるとの認識の下に、日々の支援を行っていくことが重要である。

〈被措置児童等虐待予防のための取組例〉

- ・苦情解決責任者、第三者委員会の設置・活用
 - ・「**こ**ども自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組の支援
 - ・**こ**ども権利ノート等を活用し、児童と一緒に「児童の権利」などについて学習する機会を設ける
 - ・意見箱の設置
 - ・ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
 - ・ヒヤリ・ハット事例の活用による情報の共有と分析（原因説明、対策、周知等）
 - ・日々の業務の点検（チェックリストの活用等）による自己点検、再確認
 - ・職員のメンタルヘルスに対する配慮
- 等を行う。

5. 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームは、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるとともに、自己の裁量が日常的に求められることから、**こ**どもの問題を里親や養育者等だけで抱え込むといった状況に直面することが多く、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、里親会等の相談支援を活用することが重要であり、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが重要である。

そのほか、一時的なリフレッシュを目的としたレスパイト制度の積極的な活用や、**こ**どもとの困難場面でのタイムアウトの手法を用いたクールダウンなど、不適切な養育に陥らないための工夫が必要である。

そのため、子ども家庭課、児童相談所、里親支援機関等は里親を対象とした研修・学習会への積極的な参加や、**こ**どもとの関係構築、養育のあり方、課題対応等につい

て学習を促すなど、里親家庭における被措置児童等へのケア技術や支援の質の向上を図るものとする。

6. 発生予防から虐待を受けた児童の保護等、安定した生活の確保までの継続した支援
被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることである。

このため、本県においては、被措置児童等虐待の発生予防から、虐待の早期発見に努め、虐待発見後の適切な保護等、さらに保護等後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が行われるよう、組織的な対応と関係機関との連携を図る。

特に、施設など複数のこどもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要である。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的には児童相談所が責任主体となり、施設運営そのものの見直しや改善等については、子ども家庭課又は障害福祉課が責任主体となって、児童相談所と連携して対応する。

て学習を促すなど、里親家庭における被措置児童等へのケア技術や支援の質の向上を図るものとする。

6. 発生予防から虐待を受けた児童の保護等、安定した生活の確保までの継続した支援
被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることである。

このため、本県においては、被措置児童等虐待の発生予防から、虐待の早期発見に努め、虐待発見後の適切な保護等、さらに保護等後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が行われるよう、組織的な対応と関係機関との連携を図る。

特に、施設など複数のこどもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要である。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的には児童相談所が責任主体となり、施設運営そのものの見直しや改善等については、子ども家庭課又は障害福祉課が責任主体となって、児童相談所と連携して対応する。

高知県 被措置児童等虐待通告等受理票

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 受理者：		
受付方法	電話 来庁 手紙 その他 ()	電話の場合 : ~ :	

被措置児童等について

(ふりがな) 氏 名	() 男 ・ 女 年 月 日生 (歳)		
学 校 等	保育所・幼稚園 () 学校 第 学年 その他 ()		
施設等名称		施設等代表者名	
施設等住所			

虐待の内容等

- ・虐待の内容（誰から、どんな時に、どのように）
- ・虐待を受けている時期（いつ頃から、どれくらいの頻度で）
- ・どもの心身の状態（けがの有無等）
- ・施設等の対応（相談できる職員等）
- ・特に注意する事項

高知県 被措置児童等虐待通告等受理票

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 受理者：		
受付方法	電話 来庁 手紙 その他 ()	電話の場合 : ~ :	

被措置児童等について

(ふりがな) 氏 名	() 男 ・ 女 年 月 日生 (歳)		
学 校 等	保育所・幼稚園 () 学校 第 学年 その他 ()		
施設等名称		施設等代表者名	
施設等住所			

虐待の内容等

- ・虐待の内容（誰から、どんな時に、どのように）
- ・虐待を受けている時期（いつ頃から、どれくらいの頻度で）
- ・どもの心身の状態（けがの有無等）
- ・施設等の対応（相談できる職員等）
- ・特に注意する事項

虐待者について

氏 名		男・女 （ ）歳
子どもとの関係		

通告者について

氏 名		男・女 （ ）歳	
子どもとの関係			
匿名希望	有 ・ 無	所属：	連絡先：

協力者について

氏 名		男・女 （ ）歳
子どもとの関係		
所属：		連絡先：

通告等を受理する際に留意すること

- ・通告者に不安を与えないように配慮しながら、匿名希望の有無を確認し、正確な事実を把握する。再度連絡をする場合のために、可能であれば通告者等の連絡先を聞いておく。通告者の秘密は守られることを伝える。
- ・被措置児童等本人が相談者の場合
 - ①安心して話せるように、受容的に話を聞く。
 - ②子ども居場所（施設名等）が特定できるように、配慮しながら丁寧に話を聞く。
 - ③相談の電話の場合は、電話をしてくれたその勇気をたたえることが大切である。秘密は守られることを伝える。
 - ④相談できる大人が周囲にいるかどうかを確認する。
 - ⑤児童相談所へ来所できるか、できなければ学校等で会えるか、児童本人との連絡方法を確認する。

虐待者について

氏 名		男・女 （ ）歳
子どもとの関係		

通告者について

氏 名		男・女 （ ）歳	
子どもとの関係			
匿名希望	有 ・ 無	所属：	連絡先：

協力者について

氏 名		男・女 （ ）歳
子どもとの関係		
所属：		連絡先：

通告等を受理する際に留意すること

- ・通告者に不安を与えないように配慮しながら、匿名希望の有無を確認し、正確な事実を把握する。再度連絡をする場合のために、可能であれば通告者等の連絡先を聞いておく。通告者の秘密は守られることを伝える。
- ・被措置児童等本人が相談者の場合
 - ①安心して話せるように、受容的に話を聞く。
 - ②子ども居場所（施設名等）が特定できるように、配慮しながら丁寧に話を聞く。
 - ③相談の電話の場合は、電話をしてくれたその勇気をたたえることが大切である。秘密は守られることを伝える。
 - ④相談できる大人が周囲にいるかどうかを確認する。
 - ⑤児童相談所へ来所できるか、できなければ学校等で会えるか、児童本人との連絡方法を確認する。

■被措置児童等虐待に対応する関係機関一覧（R8.4.1 現在）

高知県		
子ども家庭課	TEL	088-823-9655
	FAX	088-823-9658
障害福祉課	TEL	088-823-9635
	FAX	088-823-9260
福祉指導課	TEL	088-823-9628
	FAX	088-823-9127
中央児童相談所	TEL	088-821-6700
	FAX	088-821-9005
幡多児童相談所	TEL	0880-37-3159
	FAX	0880-37-3205
安芸福祉保健所	TEL	0887-34-3177
	FAX	0887-34-3170
中央東福祉保健所	TEL	0887-53-3172
	FAX	0887-52-4561
中央西福祉保健所	TEL	0889-22-1247
	FAX	0889-22-9031
須崎福祉保健所	TEL	0889-42-1875
	FAX	0889-42-8924
幡多福祉保健所	TEL	0880-34-5120
	FAX	0880-35-5980

■被措置児童等虐待に対応する関係機関一覧（R5.4.1 現在）

高知県		
子ども家庭課	TEL	088-823-9655
	FAX	088-823-9658
障害福祉課	TEL	088-823-9635
	FAX	088-823-9260
福祉指導課	TEL	088-823-9639
	FAX	088-823-9127
中央児童相談所	TEL	088-821-6700
	FAX	088-821-9005
幡多児童相談所	TEL	0880-37-3159
	FAX	0880-37-3205
安芸福祉保健所	TEL	0887-34-3177
	FAX	0887-34-3170
中央東福祉保健所	TEL	0887-53-3172
	FAX	0887-52-4561
中央西福祉保健所	TEL	0889-22-1247
	FAX	0889-22-9031
須崎福祉保健所	TEL	0889-42-1875
	FAX	0889-42-8924
幡多福祉保健所	TEL	0880-34-5120
	FAX	0880-35-5980

■市町村児童家庭相談担当部署一覧（R8.4.1 現在）

市町村	担当課	住所	電話番号
高知市	子ども家庭支援センター	高知市本町 5-1-45	088-823-1212
室戸市	こども子育て支援課（こども家庭センター）	室戸市 領家 87	0887-22-6130
安芸市	福祉事務所 子ども家庭センター	安芸市 土居 82-1	0887-35-2920
東洋町	住民課	安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887-29-3394
奈半利町	住民福祉課	安芸郡奈半利町乙 1659-1	0887-38-4012
田野町	住民福祉課	安芸郡田野町 1828-5	0887-38-2812
安田町	町民生活課	安芸郡安田町大字 西島 40-2	0887-38-6678
北川村	住民課	安芸郡北川村野友甲 1530	0887-32-1214
馬路村	健康福祉課	安芸郡馬路村大字馬路 443	0887-44-2112
芸西村	健康福祉課	安芸郡芸西村和食甲 1262	0887-33-2112
香南市	福祉事務所	香南市野市町西野 2706	0887-57-8509
香美市	福祉事務所	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3117
南国市	こども家庭センター	南国市大涌甲 320	088-880-6564
大豊町	こども家庭センター	長岡郡大豊町 津家 1626	0887-72-0450
本山町	健康福祉課	長岡郡本山町本山 636	0887-70-1060
土佐町	健康福祉課	土佐郡土佐町土居 194	0887-82-2333
大川村	保健福祉課	土佐郡大川村小松 27-1	0887-84-2211
土佐市	子育て支援課	土佐市高岡町 甲 2017-1	088-852-7702
いの町	ほけん福祉課 子ども家庭センター	吾川郡いの町 1400	088-893-3818
仁淀川町	健康福祉課	吾川郡仁淀川町大崎 200	0889-35-0888
佐川町	健康福祉課	高岡郡佐川町 乙 2310	0889-22-7705
越知町	保健福祉課	高岡郡越知町越知甲 2457	0889-20-9078
日高村	子ども家庭課	高岡郡日高村 本郷 61-1	0889-24-5140
須崎市	子ども・子育て支援課	須崎市山手町 1-7	0889-42-1229
中土佐町	こども家庭センター	高岡郡中土佐町久礼 6551-1	0889-52-2533
津野町	健康福祉課	高岡郡津野町 永野 225-1	0889-55-2151
梶原町	保健福祉課	高岡郡梶原町川西路 2320-1	0889-65-1170
四万十町	健康福祉課	高岡郡四万十町 琴平町 16-17	0880-22-3115
四万十市	子育て支援課	四万十市中村大橋通 4-10	0880-34-9007
宿毛市	福祉事務所	宿毛市 希望ヶ丘 1	0880-62-1241
土佐清水市	教育センター	土佐清水市 栄町 6-13	0880-82-0355
黒潮町	健康福祉課	幡多郡黒潮町入野 5893	0880-43-2124

■市町村児童家庭相談担当部署一覧（R5.4.1 現在）

市町村	担当課	住所	電話番号
高知市	子育て支援課	高知市本町 5-1-45	088-823-1212
室戸市	福祉事務所	室戸市 浮津 25-1	0887-22-5137
安芸市	福祉事務所	安芸市 矢ノ丸 1-4-40	0887-35-1009
東洋町	住民課	安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887-29-3394
奈半利町	住民福祉課	安芸郡奈半利町乙 1659-1	0887-38-8181
田野町	保健福祉課	安芸郡田野町 1828-5	0887-38-2812
安田町	町民生活課	安芸郡安田町大字 安田 1850	0887-38-6712
北川村	住民課	安芸郡北川村野友甲 1530	0887-32-1214
馬路村	健康福祉課	安芸郡馬路村大字馬路 443	0887-44-2112
芸西村	健康福祉課	安芸郡芸西村和食甲 1262	0887-33-4156
香南市	福祉事務所	香南市野市町西野 534-1	0887-57-8509
香美市	福祉事務所	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3117
南国市	福祉事務所	南国市大涌甲 2301	088-880-6564
大豊町	教育委員会	長岡郡大豊町 高須 231	0887-72-1032
本山町	健康福祉課	長岡郡本山町本山 600	0887-70-1060
土佐町	教育委員会	土佐郡土佐町土居 206	0887-82-0483
大川村	総務課	土佐郡大川村小松 27-1	0887-84-2211
土佐市	少年育成センター	土佐市高岡町 乙 225	088-852-7702
いの町	教育委員会 学校教育課	吾川郡いの町 3597	088-893-1922
仁淀川町	教育委員会	吾川郡仁淀川町大崎 460-1	0889-35-0019
佐川町	教育委員会	高岡郡佐川町 甲 356-2	0889-22-1110
越知町	教育委員会 生涯学習課	高岡郡越知町越知甲 2562	0889-26-3400
日高村	教育委員会	高岡郡日高村 沖名 23	0889-24-4411
須崎市	福祉事務所	須崎市山手町 1-7	0889-42-1229
中土佐町	健康福祉課	高岡郡中土佐町久礼 6602-2	0889-52-2662
津野町	西庁住民福祉課	高岡郡津野町 力石 2870 西庁住民福祉課	0889-62-2313
梶原町	保健福祉支援センター	高岡郡梶原町川西路 2320-1	0889-65-1170
四万十町	健康福祉課	高岡郡四万十町 茂串町 3-2	0880-22-3115
四万十市	福祉事務所	四万十市中村大橋通 4-10	0880-34-1801
宿毛市	福祉事務所	宿毛市 桜町 2-1	0880-63-1114
土佐清水市	福祉事務所	土佐清水市 天神町 11-2	0880-82-1118
黒潮町	健康福祉課	幡多郡黒潮町入野 2019-1	0880-43-2116

大月町	健康福祉課	幡多郡大月町弘児 2230	0880-73-1113
三原村	住民課	幡多郡三原村来栖野 346	0880-46-2111

大月町	町民福祉課	幡多郡大月町弘児 2230	0880-73-1113
三原村	住民課	幡多郡三原村来栖野 479	0880-46-2404

高知県被措置児童等虐待対応ガイドライン
平成23年8月発行（令和6年3月改定）
（令和8年9月改定）

発行 高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課・障害福祉課
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
電話：088-823-9655（子ども家庭課）
電話：088-823-9635（障害福祉課）

高知県被措置児童等虐待対応ガイドライン
平成23年8月発行（令和6年3月改定）

発行 高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課・障害福祉課
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
電話：088-823-9655（子ども家庭課）
電話：088-823-9635（障害福祉課）